

会員各位

一般社団法人日本母性看護学会 選挙管理委員会

(社) 日本母性看護学会 役員候補者 (理事・監事) 選挙告示

定款および役員選出規程の規定に従い、下記のとおり役員候補者 (理事・監事) 選挙を実施します。今回より郵送での投票は行わず、すべてオンラインシステムにより投票を行っていただくこととなります。また、前回までは理事候補者と監事候補者についてそれぞれ投票をいただいておりますが、役員選出規程第 13 条の改定に伴い、今回より理事・監事の区別なく「役員候補者」についての投票を行っていただくこととなります。理事・監事の別は当選役員候補者による互選で監事を選出することにより決定することとなります。投票の際にはこの点にご留意のほどよろしくお願い申し上げます。

つきましては、下記に示す投票期間に定められた方法で投票してください。選挙の開始は学会ホームページ、メール一斉配信にてお知らせいたしますので、期日が近くなりましたら学会からの情報配信にご注意ください。

役員候補者選挙の要領

1. 選挙人および被選挙人<役員 (理事・監事) 選出規程 第 2 条>

- (1) 当該年度 (2016 年度) の会費を当該年の 12 月 31 日までに納入した一般会員は、選挙権を有する。
- (2) 入会年度 3 年以上を経過した一般会員で、当該前年度 (2015 年度) までの会費を納入した会員は、被選挙権を有する。

2. 選挙の実施および方法<役員 (理事・監事) 選出規程 第 4 条>

- (1) 役員候補者選挙は、無記名投票によるオンライン投票システムにより行う。
- (2) 投票期間 平成 29 年 2 月 1 日 (水) 正午~2 月 15 日 (水) 17 時まで
- (3) 定数および連記数は以下のとおり。
役員候補者・・・定数 19 名 / 連記数 19 名以内
- (4) オンライン投票システム URL

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/election/JSMN>

※ 選挙が開始しましたら学会ホームページ (<http://bosei.org/>) にもリンクを掲載します

(5) 開票場所 本学会事務局内会議室

東京都豊島区巣鴨 1 丁目 24-1 第 2 ユニオンビル 4F (株) ガリレオ内

3. 当選人の決定<役員 (理事・監事) 選出規程 第 7 条~第 11 条>

- (1) 最多有効得票の者から順次当選とする。
- (2) 最少得票者が複数あり、規定数を超える場合には、選挙管理委員長が抽選し、当選人を決定する。
- (3) 役員定数にあたる最下位の同数得票の者が 2 名以上いる場合には、抽選により決定する。
- (4) 委員長は、当選者に通知し、その承諾を得る。
- (5) 当選者が辞退した場合には、次点者を繰り上げる。

投票方法について

投票は (株) ガリレオが提供するオンライン投票システムにより行います。「役員候補者選挙投票手順」については、選挙開始時に学会ホームページに掲載いたしますので、投票の際には必ずご参照ください。

オンライン投票には会員番号 (会員 ID) ・パスワードが必要となります。認証情報の照会については、会員情報管理システム、もしくは投票システムのログイン画面右側に表示される「ログインできない方はこちら」ボタンより照会を行ってください。

投票締め切り日には問い合わせが殺到するため回答に時間を要す場合がございますので、余裕をもって照会および投票を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上